

子どもの権利に関する条例に基づくすべての子どもに やさしいまちづくりの推進

松本市こども部 百瀬 由将

1 松本市の子ども施策の特徴

松本市の総合計画は、10 年間のまちづくりの基本理念や目指すまちの姿を示した「基本構想」と、各施策の方向性を具体的に定めた 5 年ごとの「基本計画」、毎年事業の見直しをおこなう「実施計画」の 3 つで構成されている。基本計画は現在第 11 次で、基本施策として 7 つの分野が掲げられているが、その一番目の分野が「子ども・若者・教育」とされており、松本市として 1 番に取り組むべき、1 丁目 1 番地の分野に位置づけられている。

松本市の子ども施策の特徴は、2013（平成 25）年に制定した松本市子どもの権利に関する条例の基本理念を反映し、子育て支援だけでなく、子ども支援をおこない、子どもにやさしいまちづくりを進めていることである。

本市の条例は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしい社会環境を整えていくことが重要であると考え、そのために、松本市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的としている。条例の前文には、すべての子どもにやさしいまちが、具体的に示されている。

松本市では、健康福祉部や教育委員会などの部局と連携し、子ども施策を展開しているが、本日は、こども部でおこなっている特徴的な子育て支援と子ども支援の施策について、お話ししたい。

2 子育て支援

特徴的な子育て支援の取り組みとして、インクルーシブセンター事業がある。2010（平成 22）年から「あるぷキッズ支援事業」として、発達障がいや発達に心配のある子どもと、その保護者、さらには、子どもたちと日々かかわる保育園・幼

稚園や学校などの先生に対しての支援に取り組んでいたが、学齢期の子どもへの支援の拡充と、医療的ケアが必要な子ども、小児慢性特定疾病の子どもと、その保護者を支援するため、センター化をおこなった。

センター化に併せ、すべての子どもたちがともに遊び・学ぶ、インクルーシブな環境を実現するため、松本市が目指す姿を定めた『松本市発達障がい児等の支援に関する条例』も制定した。

インクルーシブセンターの支援体制は、元々、保健師、保育士、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士は配置していたが、センター化にあたり、学齢期の支援を強化するため、長野県教育委員会から、特別支援教育の経験豊富な現役の教諭 3 名を派遣いただき、インクルーシブ教育推進員として配置した。各学校の特別支援教育コーディネーターにアプローチし、学校現場での支援力向上を目指している。

また、地元、信州大学医学部子どものこころ発達医学教室から、医師 1 名を派遣していただき、医療の視点も含めた支援方針や支援内容の検討ができるようになった。

近年、特別な支援を必要とする子どもが増え、発達にかかわる受診が初診までに半年以上かかる場合があり、診断を待っていると支援が遅れるという課題がある。受診を待っている間に、できる支援を始めるため、医師の派遣に加え、臨床心理士も増員し、支援のために必要な検査がおこなえる体制を整えた。

それから、保育園や幼稚園から小学校に、次に小学校から中学校へと、ライフステージが変わる時や担当者が代わることで、情報や支援が途切れてしまうといった課題があった。そこで、これまで情報共有ツールとして使用していた紙の手帳を ICT 化し、「電子連絡帳」を導入した。この電子連絡帳は、関係者間をインターネットでつなぎ、切れ目なく情報をつないでいくものである。

また、保護者も交えて、情報共有をおこなうことのできるシステムもあり、現在、医療的ケアが必要なお子さんのご家庭から導入を始めている。今後、保育園や学校、事業所など、支援にかかわる様々な機関をつなぎ、切れ目ない支援体制を構築するための、ひとつのツールとして活用していく予定である。

次に、子育て支援クーポン事業であるが、お子さんを家庭で保育している子育て世帯への経済的・精神的負担の軽減を図るため、3歳になるまでは、松本市が実施している子育て支援サービスの利用料を無料とするクーポンを配布している。

また、多子世帯の負担の軽減を図るため、多子世帯に対しても子育てクーポンの配布を開始した。現在の対象は9事業となっている。2024（令和6）年4月からは、子育てクーポンの電子化をおこない、スマートフォンから、無料クーポンの申請と取得、決済ができるようになり、利便性を向上することができた。

続いて、2023（令和5）年7月に商業施設内に開設した多世代交流型子育て支援施設「あんさんぶる」であるが、商業施設内への開設は、松本市では、はじめてのことであり、「買い物や食事のついでに施設を利用することができる」と利用者から好評を得ている。商業施設内のため、駐車場も広く、土・日・祝日も開所していることから、多くの皆さんに利用いただいている。一般的に子育て支援施設の利用者は、お子さんとお母さんが多いが、あんさんぶるは、おじいちゃん・おばあちゃんと一緒であったり、お父さんの姿も多く見られたりして、開設した2023（令和5）年度の9か月間の利用者は、開設前に想定していた人数の約2倍となる、29,000人あまりの利用があった。

施設の特徴は、乳幼児の親子が利用する子育て支援施設の「こどもプラザ」と、主に地域の高齢者が利用する松本市独自の「福祉ひろば」の機能を併せ持つ松本市初の施設で、多世代がゆるやかにつながる交流の場となっている。

施設は、松本市の南部地域に開設をしたが、近年、南部地域は子育て世帯が増加しており、子どもの数に対して子育て支援施設が少なく、屋内で遊べる施設を求める声が多く寄せられていたことや、「福祉ひろば」の同地区での2館目の建設要

望があったことから、一体的に整備をしたものである。

3 子ども支援

続いて、松本市の子ども支援であるが、松本市子どもの権利に関する条例に基づいて施策を展開している主な事業としては、子どもにやさしいまちづくり推進計画、子どもの権利相談室「こころの鈴」、まつもと子ども未来委員会がある。

子どもにやさしいまちづくり推進計画は、子どもの権利に関する条例の理念の実現を目指して、「すべての子どもにやさしいまちづくり」を総合的、継続的に推進するため、2015（平成27）年度から策定している。第2次の計画は2024（令和6）年度末をもって計画期間満了となるため、現在第3次の計画を策定している。

第3次計画は、こども大綱において市町村のこども計画に含むこととされている施策内容を、「松本市子ども・子育て支援事業計画」と分担し、相互に関連づけることで、本市の「こども計画」として位置づける予定である。

子どもの権利相談室「こころの鈴」は、松本市子どもの権利に関する条例に基づいて、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済、回復を支援するために、2013（平成25）年7月に開設した。相談室の運営体制は、弁護士、大学教授、元小中学校長の3人を子どもの権利擁護委員として委嘱し、子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、救済や回復のための助言・支援をおこなっている。その他に、調査相談員として4人の職員を配置し、相談業務をおこなっている。

相談室では、子どもだけでなく、つらい思いを抱えている子どもたちにかかわる保護者や教職員、地域の皆さんなど、おとなからも相談を受けつけている。

相談方法については、面談や電子メールで相談できるほか、電話については、自宅から電話をかけられない子のために公衆電話や、携帯電話でも無料で利用できるようフリーダイヤルに対応している。

子どもの権利擁護委員は、問題解決に向け、公的第三者機関として、自らの判断で、子どもの救

済や回復に向けて関係機関と連携し、調査、調整、勧告・是正要請、意見表明をおこなうことができる。

続いて、子どもの意見表明・参加の促進であるが、主な取り組みとしては、まつもと子ども未来委員会と「松本子どもの権利の日」市民フォーラムがある。まつもと子ども未来委員会は、2015（平成27）年から設置しており、今期で10期目となる。子どもたちが学校、地域、年代を超えて市政や地域のことを学び、課題を考えて問題解決に向けて意見交換するなど、自分たちが住むまちへの意識を高めている。年15回程度開催し、年に1回、市長・教育長へまちづくりの提言をおこなっている。2024（令和6）年度は、小学5年生から高校3年生までの委員45人と大学生サポーター3人が活動している。

「松本子どもの権利の日」市民フォーラムは、まつもと子ども未来委員会による市への提言など、子どもによる発表を主な内容とし、子どもが主体となって実施している。昨年は、松本市子どもの権利に関する条例の認知度が低い高校生に参加してもらうため、高校生によるダブルダッチの発表と、公募による高校生32人と、市長・教育長との市政やまちづくりに対する討論会を企画し、実施した。

その他、他都市の子どもとの交流事業もおこなっている。子どもの権利を推進している自治体を相互に訪問したり、オンラインを通して、それぞれの活動内容を報告、意見交換をおこなったりしている。「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムにも何度か参加させていただくなど、子どもの意見表明・参加の促進を図っている。

子どもの権利の普及啓発としては、市内の小学校、中学校に通う児童・生徒用に学習パンフレットを作成し、配布している。学習パンフレットは授業やホームルーム等で活用して子どもの権利の

学習をおこなっている。

また、11月20日の「松本子どもの権利の日」を含む1週間を「まつもと子どもの権利ウィーク」として設定し、集中的に周知啓発をおこなっている。権利ウィークの期間中は、博物館などの文教施設や入浴施設、レクリエーション施設の入館料・利用料を無料とし、子どもの権利をPRしている。

その他、子どもの権利相談室の相談員が児童センターや放課後児童クラブを訪問し、子どもの権利の学習会を開催し、その際に出張相談も併せておこなっている。

続いて、子どもの居場所づくりであるが、児童館・児童センターは26か所設置している。

放課後児童健全育成事業は、基本的に児童館・児童センターで実施しているが、その他に学校の空き教室等を利用している。公設が28か所、民間が12か所である。

子どもの居場所づくり推進事業は、いわゆる子ども食堂のことで、民間団体により25会場で実施していただき、交付金を支給している。

学都松本寺子屋事業は、教育委員会の事業で、学校や家庭以外の場所で、学習の機会を提供している現在11団体が実施している。

青少年・若者の居場所として、放課後や休日に体育館や文化施設、公民館を開放している。

まちかど保健室は、週2回、元養護教諭の相談員が、子どもの心と体、性の悩みなどの相談に対応している。

子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」は、空室となっている教員住宅を利用して、週2回、様々な事情で学校に通うことができない小中学生のために居場所を提供するとともに、保護者に対する相談支援を実施している。

このほか、教育委員会が教育支援センターを4か所開設している。